

# 令和元年 8 月 遊佐町農業委員会第 5 回総会議事録

1. 開催日程 令和元年 8 月 26 日（月） 午後 2 時 00 分～午後 2 時 50 分
2. 場 所 遊佐町役場 1 階 議事所
3. 会議に付した議案

報告事項 1 解約について

報告事項 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について

議第 18 号 農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請について

議第 19 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について

4. 出席委員 （16 名中 11 名）

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	齋藤 誠喜	2	鈴木 寿一	3	渡会 健	4	鈴木 一弥
5	高橋 正樹	6	川俣 義昭				
9	今野 一彦					12	土門健太郎
13	荒生あや子			15	佐藤 重一	16	佐藤 充

5. 欠席委員 （5 名）

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
7	菅原 幸男	8	菅原 寛志	10	伊原ひとみ	11	榊原 一男
14	菅原 善悦						

6. 出席農地利用最適化推進委員 （4 名中 3 名）

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名
遊佐	大谷 進一	蕨岡	池田 龍介	南西部	今井 彰		

7. 欠席農地利用最適化推進委員 （1 名）

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名
北部	高橋 正人						

8. 事務局出席者 （2 名）

太田英敦係長、伊藤歩美主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 （0 名 なし）

10. 会議の概要

事務局係長	<p>定刻になりましたので遊佐町農業委員会 8 月定例会を開催します。 はじめに、本日の出欠状況の報告を荒生懲罰委員長よりお願いします。 (13 番荒生あや子委員が挙手し、議長が指名する)</p>
13 番荒生あや子委員	<p>本日の出欠状況について報告いたします。 欠席委員 5 名、出席委員 11 名で過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。 なお、農地利用最適化推進委員は 1 名欠席で 3 名出席しております。 以上報告を終わります。</p>
事務局係長	<p>ありがとうございました。続きまして、総会開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>お忙しい中ご苦勞様です。 8 月に入って台風 9 号と、そして大型の 10 号がありました。九州から四国を含む西日本では土砂崩れや河川の氾濫、道路の陥没、またハウスの倒壊や稲の倒伏など多大な被害をもたらしました。こちらの方では、幸い被害はありませんでしたけれども、心よりお見舞い申し上げます。 今、日本と韓国がとても仲が悪い状況です。当農業委員会が前に韓国にパプリカの研修に行ったときに、韓国で採れた 7 割が日本への輸出と聞いておりました。このまま長引けば、輸出規制に伴って今の値段の半分以下になると言われています。同じ農家として、国は違いますが収入が減るといことは死活問題です。これに関しては、国の方もきちんと対応していただければいいのかなと思っております。 それから、先週、県農業会議の会長の方から豚コレラが問題になっていると言われました。岐阜、愛知、長野方面で豚コレラがイノシシに感染して各地へ広がっているということで、自民党でも対策に追われているようです。ワクチンを打った豚は規制がかかると、またワクチンを打った豚と打たない豚は区別しにくいということです。こちらは、熊、鹿、猿、ハクビシンですが、イノシシが来ないことを願っております。 最後に、来週荒廃農地調査ありますけれども、参加の方よろしく願いいたします。 それでは、本総会に提出されました案件の慎重審議よろしく願いいたします。</p>
事務局係長	<p>ありがとうございました。 それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名人の選任を行います。 恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。  〈異議なしの声〉 では 12 番土門健太郎委員、13 番荒生あや子委員にお願いします。 なお、書記は、事務局の伊藤主事を指名します。それでは、総会次第に基づき進行いたします。</p>

	<p>始めに、報告事項について、事務局より説明願います。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	(報告事項、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。 報告事項 1. 解約について、説明いたします。 番号 3 計 16 筆、15,889.32 m<sup>2</sup> 解約の事由は基盤整備事業を行う際に機構関連農地整備事業を活用するためです。この事業を活用するために農地中間管理事業による利用権設定を行うため、現在の契約を解約するものです。新たな契約の申請は 9 月総会を予定しております。 続きまして、報告事項 2. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、説明いたします 農地法第 18 条第 1 項第 2 号、農地の引き渡し期限前、6 箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかたため、通知受理のみで足りる内容となっております。 番号 5 から 8、10 から 12 は、借人が同一人です。 契約の見直しを行うため、現在設定されている契約を解約するものです。変更の内容については議第 19 号(2)利用権設定について、で説明します。 なお、解約する契約は 7 件に対し、議第 19 号(2)で利用権設定を行う契約は 10 件となっておりますが、差分の 3 件は 4 月総会で更新予定だったものの、契約を見直す予定で更新せず期間満了による自動解約となっていたため、解約する必要がなかったものです。 個別に説明します。 番号 5 計 1 筆、5,961 m<sup>2</sup> 番号 6 計 1 筆、5,521 m<sup>2</sup> 番号 7 計 4 筆、19,911 m<sup>2</sup> 番号 8 計 6 筆、14,644.40 m<sup>2</sup> 番号 9 はこのあと説明します。 番号 10 計 8 筆、15,699 m<sup>2</sup> 番号 11 計 6 筆、19,422 m<sup>2</sup> 番号 12 計 1 筆、3,548 m<sup>2</sup> 戻りまして、番号 9 について説明します。 番号 9 計 1 筆、1,662 m<sup>2</sup> 解約の事由は所有権移転のためです。議第 19 号(1)番号 5 で、現在の借人に所有権移転を行います。 続きまして、番号 13-1、13-2 から番号 18 について説明します。 解約の理由は、基盤整備のためです。報告事項 1 でも説明しましたが、基盤整備のために機構関連農地整備事業を活用するには中間管理事業による 16 年以上の利用権設定が必要なため、現在の契約を解約するものです。 中間管理事業の利用権設定については 9 月総会を予定しております。 番号 13-1、13-2、14-1、14-2、17-1、17-2 については、農地中間管理事業による利用権設定の解約となります。 個別に説明します。</p>

	<p>番号 13-1、13-2、14-1、14-2 の借人は同一人です。</p> <p>番号 13-1、13-2 計 1 筆、485 m<sup>2</sup></p> <p>番号 14-1、14-2 計 3 筆、7,984 m<sup>2</sup></p> <p>番号 15 計 1 筆、2,759 m<sup>2</sup></p> <p>番号 16 計 10 筆、21,633 m<sup>2</sup></p> <p>番号 17-1、17-2 計 3 筆、6,623 m<sup>2</sup></p> <p>番号 18 計 9 筆、9,894 m<sup>2</sup></p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>他に何か質問・意見等はありませんか。</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。</p> <p>議第 18 号 農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>審査基準書は 1 頁から、補足説明資料も 1 頁からご覧ください。</p> <p>番号 2 計 2 筆、2,824 m<sup>2</sup>のうち 0.14245 m<sup>2</sup>です。</p> <p>申請理由は平成 28 年に一時転用許可をいただいた転用期間の 3 年が満了するため、再許可の申請となります。</p> <p>申請面積は支柱の面積となります。</p> <p>申請地は、都市計画区域外、土地改良事業受益地外で、農用地区域内にある農地です。</p> <p>平成 28 年に申請した時は通常の一時転用と同じ、最長 3 年間でしたが、平成 30 年 5 月 15 日付け、30 農振第 78 号農林水産省農村振興局長通知により、認定農業者が利用する場合は 10 年以内と変更されましたので、期間は 10 年、施設の内容は当初から変更なく、太陽光パネルの下部ではオリエンタルハイブリッドゆりを栽培する予定です。</p> <p>容易に撤去できる構造で、撤去する費用も確保されております。</p> <p>農業振興地域整備計画の達成に支障がないとして町長からの同意も得ています。</p> <p>これまでの計画から変更もなく、知見を有する者の意見書もあるため、許可相当と考えます。</p> <p>19 日に齋藤土地専門部会長、今野副部会長、鈴木一弥委員、今井推進委員の 4 名で現地調査を行っておりますので、現地調査報告をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは 1 番齋藤誠喜部会長より、現地調査の報告をお願いします。 (1 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1 番齋藤誠喜委員	<p>8 月 19 日に現地調査を行いました。</p> <p>基準書の下的位置図ですが、道路から農道をちょっと北に入ったところに位置しています。去年の農地パトロールの時に寄ったと思います。皆さんも記憶にあるかなと思いますけれども、そこです。</p>

	<p>次の頁の写真を見てもらいますと、太陽光パネルが上に設置されておりまして、その下でハイブリッドゆりを栽培すると。去年も見たと思いますが、写真をよく見ると、ちょうど芽が出ているのが見えるかなと思います。</p> <p>先ほどもありましたが3年が経過して再申請ということで、これから10年、許可になれば栽培していくことになります。</p> <p>計画どおりきちんとハイブリッドゆりを栽培しておりますし、管理もよくされているようです。これからも営農をがんばっていただきたいなという感じでした。</p> <p>特に問題ないと思いますので、許可相当だと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に9番今野一彦副部長より、現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(9番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
9番今野一彦委員	<p>今、事務局と部長から説明があったとおりです。私も特に問題点はないと判断してきました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に4番鈴木一弥委員より、現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(4番鈴木一弥委員が挙手し、議長が指名する)</p>
4番鈴木一弥委員	<p>私も部長、副部長の言ったとおり、何の問題もないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に今井推進委員より、現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(今井 彰推進委員が挙手し、議長が指名する)</p>
今井 彰推進委員	<p>私も今までの説明のとおり、前回の再設定ということなので、何も問題なしと見てきました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明と現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第18号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第18号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり許可許可相当の意見書を添付して県知事に進達することに決定いたします。</p> <p>次に、議第19号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは補足説明申し上げます。審査基準書は6頁をご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳は、(1)所有権移転が6件、(2)利用権設定は新規設定が1件、再設定が10件となっております。計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基</p>

準書をご覧ください。計画要請の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

(1)所有権移転について

番号 5 計 1 筆、1,662 m<sup>2</sup>、

10a あたり 100,000 円、総額 166,200 円の売買による所有権移転です。

現地調査は今野委員より行っていただきましたので、この後報告をお願いします。

番号 6 計 1 筆、1,344 m<sup>2</sup>、

10a あたり 350,000 円、総額 470,400 円の売買による所有権移転です。

現地調査は高橋委員より行っていただきましたので、この後報告をお願いします。

続きまして番号 7 と 9 について説明します。

譲受人はどちらも同一人です。

番号 7 計 1 筆、2,232 m<sup>2</sup>、

総額 200,000 円の売買による所有権移転です。

番号 9 計 2 筆、3,091 m<sup>2</sup>、

総額 400,000 円の売買による所有権移転です。

番号 7、9 ともに現地調査は鈴木一弥委員より行っていただきましたので、この後報告をお願いします。

番号戻りまして、

番号 8 計 1 筆、191 m<sup>2</sup>、

総額 100,000 円の売買による所有権移転です。

現地調査は今井推進委員より行っていただきましたので、この後報告をお願いします。

最後に、

番号 10 計 4 筆、5,832.84 m<sup>2</sup>、

10a あたり 500,000 円、総額 2,916,420 円の売買による所有権移転です。

現地調査は高橋委員より行っていただきましたので、この後報告をお願いします。

(2)利用権設定について

番号 19 は新規に設定です。

番号 19 計 3 筆、2,329 m<sup>2</sup>

申請理由について借人に話を聞いたところ、これまでも借人の耕作地への通り道として一部利用していたが、子の妻も申請地の奥に耕作地を持つようになったため申請地を通り道として使うことになり、貸人に話をしたところ借りてもらいたいと希望があったため、申請に至ったそうです。

東側の 2 筆については軽トラック 1 台が通れる部分を除いては梅の木を植える予定で、西側の 1 筆は行者ニンニクをつくる予定とのことでした。2 筆は現在、以前に植えていた木の切り株がある状態とのことですが、今後、機械を使って除去していくとのことでした。

続きまして、番号 20 から 29 について説明します。

借人はすべて同一人です。

借人からは以前より、参考貸借料の見直しを受けて貸借料変更の相談がありました。当初は報告事項の貸借料変更で対応する予定でしたが、借人より契約の終期もすべてそろえるよう変更したいとの申し出があったため、現在の契約の解約を行い、新たな契約を結ぶものです。

	<p>賃借料は 15,000 円を超えるものは 15,000 円に見直しを行い、それ以下については据え置きとなっております。</p> <p>個別に説明します。</p> <p>番号 20 計 5 筆、11,877 m<sup>2</sup></p> <p>番号 21 計 1 筆、5,961 m<sup>2</sup></p> <p>番号 22 計 1 筆、2,063 m<sup>2</sup></p> <p>番号 23 計 1 筆、5,521 m<sup>2</sup></p> <p>番号 24 計 3 筆、9,485 m<sup>2</sup></p> <p>番号 25 計 4 筆、19,911 m<sup>2</sup></p> <p>番号 26 計 6 筆、14,644.40 m<sup>2</sup></p> <p>番号 27 計 8 筆、15,699 m<sup>2</sup></p> <p>番号 28 計 6 筆、19,422 m<sup>2</sup></p> <p>番号 29 計 1 筆、3,548 m<sup>2</sup></p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、所有権移転の番号 5 について、9 番今野一彦委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
9 番今野一彦委員	<p>9 日に現地調査と譲受人と話をしてきました。</p> <p>申請地は柿畑で、以前から譲受人が借りていて柿を栽培しています。</p> <p>譲渡人がこの畑を処分したいということで、売買による所有権移転です。畑もきれいに管理されており、これからも柿を栽培していくとのことでした。問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、所有権移転の番号 6 と 10 について、5 番高橋正樹委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
5 番高橋正樹委員	<p>はじめに 6 番ですが、今までも譲受人が譲渡人のこの田んぼを作っておりまして、話を聞いたところ、譲渡人が丈夫なうちに田んぼを処分したいので買ってくれとの願いがあったそうです。それで譲受人が分かりましたということで売買に至ったそうです。</p> <p>今後も譲受人は今まで同様に稲作で田んぼを守っていくそうなので、何ら問題ないと思います。</p> <p>10 番については、先ほどから基盤整備という話が出てましたが、譲受人が譲渡人の田んぼを作っていたんですが、基盤整備に入ると中間管理機構を通して 16 年の契約が必要ということでしたので、譲渡人の年齢を考えると、16 年の賃貸借契約ではどうにもならないということで、譲受人が買うことになったそうです。</p> <p>譲受人もお父さんと一緒に一生懸命仕事をしておりますので、何ら問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、所有権移転の番号 7 と 9 について、4 番鈴木一弥委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
4 番鈴木一弥委員	<p>譲受人ですが、農家的には奥さんと一緒に畑を作ってますので、売買に関しては何の問題もありません。</p>
議長	<p>最後に、所有権移転の番号 8 について、今井彰推進委員より現地調査の報告をお願いします。</p>

今井彰推進委員	<p>8月10日に現地調査とお話を聞いてきました。</p> <p>譲渡人から買ってほしいと以前から言われておりました、両隣も譲受人の畑ということで、周辺にも何も影響ありませんし、畑もきれいに耕起されていて、すぐに作付できる状態でした。何も問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、佐藤重一委員長より報告をお願いします。</p> <p>(15番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15番 佐藤重一会長代理	<p>8月19日に、202会議室で7名中6名が出席して、農地利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明と現地調査報告に対し、何か質問意見等はございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第19号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第19号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。</p> <p>(委員・事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで8月の定例総会を閉会します。ご協力ありがとうございました。</p>